

## 委 第 1 号

### 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「環境産業観光委員会」を「産業観光企業委員会」に、「10人」を「9人」に改め、同号のアを削り、同号のイを同号のアとし、同号のウを同号のイとし、同号のエを同号のウとし、同号に次のように加える。

エ 企業局に関する事項

第2条第6号中「文教企業委員会」を「環境文教委員会」に改め、同号のイを削り、同号のアを同号のイとし、同号イの前に次のように加える。

ア 環境部に関する事項

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日から施行する。

（提案理由）

議員定数の改正に伴い常任委員会の委員定数を改正するとともに、各常任委員会における審議の現状を踏まえ所管事項等の改正を行うため。